

## 大阪市条例第27号

### 大阪産業創造館条例の一部を改正する条例

大阪産業創造館条例（平成12年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(供用時間等)</u></p> <p>第5条 創造館の供用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 駐車場 <u>午前0時から午後12時まで</u></p> <p>〔(3) 略〕</p> <p><u>2 駐車場の入庫及び出庫の受付時間は、午前8時30分から午後10時まで（日曜日及び休日にあつては、午前8時30分から午後5時30分まで）とする。</u></p> <p><u>3 前条第2項及び第3項の規定は、創造館の供用時間並びに駐車場の入庫及び出庫の受付時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「<u>第5条第1項又は第2項</u>」と、「同項」とあるのは「<u>第5条第1項</u>」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「<u>供用時間又は同条第2項の規定による受付時</u></u></p>	<p><u>(供用時間)</u></p> <p>第5条 [同左]</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 駐車場 <u>午前8時30分から午後10時まで（日曜日及び休日にあつては、午前8時30分から午後5時30分まで）</u></p> <p>〔(3) 同左〕</p> <p>[新設]</p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、創造館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「<u>第5条第1項</u>」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「<u>供用時間を変更する</u>」と、同条第3項中「前項」とあるのは「<u>第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項</u>」と読み替</u></p>

間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第3項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(使用料)

第10条 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設が駐車場以外の施設である場合にあっては別表に定める使用料を前納し、当該施設が駐車場である場合にあっては当該使用料を出庫の際に納付しなければならない。

[2 略]

(附属設備の使用)

第11条 使用者(駐車場の使用許可を受けた者を除く。)は、市規則で定める使用料を前納して附属設備を使用することができる。

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

[(1)・(2) 略]

(3) その役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

[ア 略]

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

[ウ 略]

別表(第5条、第6条、第10条関係)

[表 別紙2 挿入]

えるものとする。

(使用料)

第10条 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

[2 同左]

(附属設備の使用)

第11条 使用者は、市規則で定める使用料を前納して附属設備を使用することができる。

(欠格条項)

第16条 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

[ア 同左]

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

[ウ 同左]

別表(第5条、第6条、第10条関係)

[表 別紙1 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第16条第3号イの改正規定 令和7年6月1日
  - (2) 別表の改正規定（駐車場に係る部分を除く。） 令和7年10月1日
- 2 この条例による改正後の大阪産業創造館条例別表（駐車場に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場の使用に係る使用料について適用し、同日前の駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

[別表 別紙1]

区分	使用料							
	日曜日、土曜日及び休日以外の日における使用							日曜日、土曜日及び休日における使用
	入場料、受講料その他これらに類する料金を徴収せず、かつ、物品を販売しない場合						入場料、受講料その他これらに類する料金を徴収する場合及び物品を販売する場合	
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日		
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]		
研修室 5	2,800円	3,700円	3,700円	6,500円	7,400円	10,200円		
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]		
会議室 5	2,800円	3,700円	3,700円	6,500円	7,400円	10,200円		
パソコン 実習 室	6,000円	8,000円	8,000円	14,000円	16,000円	22,000円		
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]		
駐車場	1台30分までごとに200円							

[備考 同左]

[別表 別紙2]

区分	使用料							
	日曜日、土曜日及び休日以外の日における使用							日曜日、土曜日及び休日における使用
	入場料、受講料その他これらに類する料金を徴収せず、かつ、物品を販売しない場合						入場料、受講料その他これらに類する料金を徴収する場合及び物品を販売する場合	
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
研修室 5	2,800円	3,700円	3,700円	6,500円	7,400円	10,200円		
研修室 6	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
会議室 5	2,800円	3,700円	3,700円	6,500円	7,400円	10,200円		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
駐車場	1台30分までごとに350円（入庫及び出庫の受付時間以外の時間における使用にあつては、1台1回につき500円）							

[備考 略]